

日米地位協定第18条における損害賠償手続の流れ

防衛省では日本国内で合衆国の軍隊又は構成員等による行為（交通事故、器物破損等）により損害を受けられた方（被害者）に対して、地位協定に基づく損害賠償請求等の業務を行っています。

なお、公務執行外における損害については、原則として、当事者間の示談や保険などでの解決を優先していただくこととなっています。

